

申告書

納税地	〒	_____	個人番号 (マイナンバー)	_____	生年 月日	_____							
現在の住所 又は居所 事業所等				フリガナ	_____								
令和7年 1月1日 の住所				氏名	_____								
振替継続希望	種類	青色	分離	国出	損失	修正	特農の表示	整理番号	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄	電話番号	自宅・勤務先・携帯

<b>収入金額等</b> <small>(単位は円)</small>	事業	営業等	区分	ア																
	業	農業	区分	イ																
	不動産	区分1	区分2	ウ																
	配当	区分	工																	
	給与	区分	オ																	
	公的年金等	区分	カ																	
	業務	区分	キ																	
	その他	区分	ク																	
	総合譲渡	短	期	ケ																
		長	期	コ																
	一時		サ																	
<b>所得金額等</b> <small>受付印</small>	事業	営業等	①																	
	業	農業	②																	
	不動産	③																		
	利子	④																		
	配当	⑤																		
	給与	区分	⑥																	
	公的年金等	区分	⑦																	
	業務	区分	⑧																	
	その他	区分	⑨																	
	⑦から⑨までの計		⑩																	
総合譲渡・一時	⑪																			
合計	(①から⑥までの計+⑩+⑪)	⑫																		
<b>所得から差し引かれる金額</b>	社会保険料控除	⑬																		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭																		
	生命保険料控除	⑮																		
	地震保険料控除	⑯																		
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑰ ～⑯									〇〇〇〇								
	勤労学生、障害者控除	区分	⑲ ～⑳									〇〇〇〇								
	配偶者(特別)控除	区分1	区分2	㉑ ～㉒							〇〇〇〇									
	扶養控除	区分	㉓									〇〇〇〇								
	基礎控除	㉔									〇〇〇〇									
	⑬から㉔までの計	㉕																		
雑損控除	㉖																			
医療費控除	区分	㉗																		
寄附金控除	㉘																			
合計	(㉕ + ㉖ + ㉗ + ㉘)	㉙																		
還受付される場合の所											銀行 金庫・組合 農協・漁協									
郵便局 名等											預金 普通 当座 口座番号 記号番号		貯蓄							
公金受取口座登録の同意											○		公金受取口座の利用							

整理欄 異動 年 月 日 名簿

整理欄 区分 A B C D E G H I K L 確認

第一表 (令和六年分用)

定額減税実施済額は、  
(43)と(44)のいづれか少ない方の金額です。

納管  
事業  
住民  
資産  
総合  
分離  
検算  
通信印  
年月日  
年月  
一番  
連号

住 所 号  
フリ ナミ

## ○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
		(50) 源泉徴収税額の合計額		円

## ○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

## ○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23、34、39、44)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
		配偶者	明・大昭・平	・・	障特障	国外年調	特個同別居	
			明・大昭・平・令	・・	障特障	年調	特個(16)別居	
			明・大昭・平・令	・・	障特障	年調	特個(16)別居	
			明・大昭・平・令	・・	障特障	年調	特個(16)別居	
			明・大昭・平・令	・・	障特障	年調	特個(16)別居	

## ○ 事業専従者に関する事項 (59)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
					円
		明・大昭・平	・・		
		明・大昭・平	・・		

## ○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収自分で納付	円	円	円	円
退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親		
		明・大昭・平	・・	円	障特障	調整	寡婦ひとり親		
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廢)業	開始・廃止月	
青色申告特別控除額	不動産所得から差し引いた	の	事業用資産の譲渡損失など				他都道府県の事務所等		
上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	住所	国外	所得税で控除対象配偶者氏名などとした専従者名	給与	円	一連番号			

整理欄	補完申告区分	申告区分	申告等年月日	申告等年月日	所得種類	管理区分
特例適用条文	法	の	の	の	の	の

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
(13)(14)小規模企業共済等掛金控除	円	円
(15)生命保険料控除	新生命保険料	円
	旧生命保険料	
	新個人年金保険料	
	旧個人年金保険料	
	介護医療保険料	
(16)地震保険料	円	円
	旧長期損害保険料	

本人に関する事項	寡婦	勤労学生	障害者	特別障害者
(17)~(20)	ひとり親	年調以外かつ専修学校等		

## ○ 雜捐控除に関する事項(26)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損傷金額	円	保險金などで補填される金額
	円	差引損失額のうち災害関連支出の金額

## ○ 寄附金控除に関する事項(28)

寄附先の名称等	寄附金
特例適用条文等	

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
					円
		明・大昭・平	・・		
		明・大昭・平	・・		

税理士署名・電話番号	税理士法書面提出 30条 33条の2	（	（
		（	（

第二表  
(令和六年分用)  
○ 第二表と一緒に提出してください。  
○ 国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付すればならない  
書類は添付書類台紙などに貼つてください。

## 申告書(分離課税用)

住 所	所 号												
フリ 氏	ガナ 名												

(単位は円)												
収 入 金 額	分 離 課 税	短 期 譲 渡	一 般 分	(シ)								
		軽 減 分	(ス)									
		長 期 譲 渡	一 般 分	(セ)								
		特 定 分	(ソ)									
		軽 課 分	(タ)									
		一般株式等の譲渡	(チ)									
		上場株式等の譲渡	(ツ)									
		上場株式等の配当等	(テ)									
		先 物 取 引	(ト)									
		山 林	(ナ)									
		退 職	(二)									
所 得 金 額	分 離 課 税	短 期 譲 渡	一 般 分	(68)								
		軽 減 分	(69)									
		長 期 譲 渡	一 般 分	(70)								
		特 定 分	(71)									
		軽 課 分	(72)									
		一般株式等の譲渡	(73)									
		上場株式等の譲渡	(74)									
		上場株式等の配当等	(75)									
		先 物 取 引	(76)									
		山 林	(77)									
		退 職	(78)									
税 金 の 計 算	課 税 さ れ る 所 得 金 額	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	(12)									
		所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑯)	(29)									
		⑫ 対応分	(79)					〇〇〇				
		⑯⑯ 対応分	(80)					〇〇〇				
		⑰⑰⑰対応分	(81)					〇〇〇				
		⑳⑳ 対応分	(82)					〇〇〇				
		⑲ 対応分	(83)					〇〇〇				
		⑳ 対応分	(84)					〇〇〇				
		⑰ 対応分	(85)					〇〇〇				
		⑱ 対応分	(86)					〇〇〇				

整 理 番 号	□ □ □ □ □ □	一 連 号	□ □ □
---------	-------------	-------	-------

特 例 適 用 条 文			
法	条	項	号
所 法	措 法	震 法	□ □ □
所 法	措 法	震 法	□ □ □
所 法	措 法	震 法	□ □ □

税 金 の 計 算	⑦⁹ 対応分	(87)										
	⑧⁰ 対応分	(88)										
	⑧¹ 対応分	(89)										
	⑧² 対応分	(90)										
	⑧³ 対応分	(91)										
	⑧⁴ 対応分	(92)										
	⑧⁵ 対応分	(93)										
	⑧⁶ 対応分	(94)										
	⑧⁷から⑨⁴までの合計 (申告書第一表の⑯に転記)	(95)										
そ の 他	株 式 等	本年分の(73)、(74)から 差し引く繰越損失額	(96)									
		翌年以後に繰り越される 損失の金額	(97)									
	配 当 等	本年分の(75)から 差し引く繰越損失額	(98)									
	先 物 取 引	本年分の(76)から 差し引く繰越損失額	(99)									
		翌年以後に繰り越される 損失の金額	(100)									

## ○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必 要 経 費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額				(101)
特別控除額の合計額				(102)

## ○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	(103)	□ □ □ □ □ □
------------------------	-------	-------------

## ○ 退職所得に関する事項

区分	収 入 金 額	退 職 所 得 控 除 額		
一 般		円		
短 期				
特 定 役 員				
A	B	C	申告等年月日	□ □ □ □ □ □
D	E	F	通 算	□ □ □ □ □ □
取 得 期 限			特 例 期 限	□ □ □ □ □ □
資 産	入 力		申 告 区 分	□ □ □ □ □ □

第三表  
(令和六年分以降用)  
○ 第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

現在の住所 又は 居所 事業所等		フリガナ 氏名	
		整理番号	一連番号

第四表(一)

(令和六年分以降用)

## 1 損失額又は所得金額

A 経常所得 (申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額)							円		
所得の種類			区分等	所得の生ずる場所等	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費等	Ⓒ 差引金額 (Ⓐ - Ⓑ)	Ⓓ 特別控除額	Ⓔ 損失額又は所得金額
B 譲渡	短期	分離譲渡			円	円	円	円	円
		総合譲渡				円	円	円	円
B 渡	長期	分離譲渡			円	円	円	円	円
		総合譲渡				円	円	円	円
一時									円
C	山林				円				円
D 退職	一般					円	円		
	短期								円
	特定役員								円
E	一般株式等の譲渡								円
E	上場株式等の譲渡								円
E	上場株式等の配当等				円	円	円		円
F	先物取引								円
	⑧〇	分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額		円	⑧①	上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	円	特例適用条文	

## 2 損益の通算

所得の種類		Ⓐ 通算前	Ⓑ 第1次通算後	Ⓒ 第2次通算後	Ⓓ 第3次通算後	Ⓔ 損失額又は所得金額
A	経常所得	円 ⑥⑧	円	円	円	円
B 譲渡	短期	総合譲渡 ⑦〇	円	円	円	円
	長期	分離譲渡(特定損失額) ⑦①△	円	円	円	円
B 渡	総合譲渡 ⑦②		円	円	円	円
	一時 ⑦③		円	円	円	円
C	山林	----- ⑦④	円	円	円	円
D	退職	----- ⑦⑤	円	円	円	円
損失額又は所得金額の合計額						円 ⑧②

## 3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号  一連番号 

青色申告者の損失の金額							(83)	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							(84)	
変動所得の損失額							(85)	
被資産の事業失用額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A) 損害金額	(B) 保険金などで補填される金額	(C) 差引損失額 ((A)-(B))	
山林以外	営業等・農業			..	円	円	(86)	円
	不動産			..			(87)	
	山林			..			(88)	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							(89)	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							(90)	

## 4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類			(A)前年分までに引き受けなかった損失額	(B)本年分で差し引く損失額	(C)翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額((A)-(B))				
A 年 (3年前)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	円					
			山林所得の損失							
		年が白色の場合	変動所得の損失							
	被災事業用資産の損失		被災事業用	山林以外						
			資産の損失	山林						
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額									
B 年 (2年前)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	円					
			山林所得の損失							
		年が白色の場合	変動所得の損失							
	被災事業用資産の損失		被災事業用	山林以外						
			資産の損失	山林						
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額									
C 年 (前年)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	円					
			山林所得の損失							
		年が白色の場合	変動所得の損失							
	被災事業用資産の損失		被災事業用	山林以外						
			資産の損失	山林						
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額									
	雑損失									
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額 (91)										
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額 (92)										
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額 (93)										
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額 (94)										

## 5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

(95) 円

## 6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

(96) 円

## 7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

(97) 円

令和〇六 年分の 所得税及び  
復興特別所得税 の 申告書(損失申告用)付表  
(特定非常災害の被災者の方用)

F A O 1 8 2

整 理 号	□□□□□□□□	一 連 番 号
-------	----------	---------

現在の住所 又は 居 所 事 業 所 等		フリガナ 氏 名	
-------------------------------	--	-------------	--

この付表は、所得税法第70条の2(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)、同法第71条の2(特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第5条(雑損失の繰越控除の特例)又は同法第7条(純損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

### 3 翌年以後に繰り越す損失額

#### ○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

事 業 所 得	事業資産特定災害損失額	①	円
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	②	
	①/② $\geq 0.1$ のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。	該 当 ・ 非 該 当	
不 動 産 所 得 等	不動産等特定災害損失額	③	円
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	④	
	③/④ $\geq 0.1$ のときは、「該当」 当てはまる方を○で囲んでください。	該 当 ・ 非 該 当	

#### ○ 翌年以後に繰り越す損失額

青 色 申 告 者 の 損 失 の 金 額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	⑧③	円						
		被災純損失金額(所得税法)	⑧③'							
		被災純損失金額(震災特例法)	⑧③"							
		要件該当 特定非常災害発生年純損失金額	⑧③'''							
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		⑧④							
変 動 所 得 の 損 失 額		⑧⑤								
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	⑧⑥ 損害金額	⑧⑦ 保険金などで補填される金額	⑧⑧ 差引損失額(⑧⑥ - ⑧⑦)	円		
		山 林 以 外	営業等・農業		・	・	円	円	円	
				うち 棚卸資産特定災害損失額					⑧⑥'	
				うち 固定資産特定災害損失額					⑧⑥"	
				うち 棚卸資産震災損失額					⑧⑥'''	
		うち 固定資産震災損失額					⑧⑥''''			
		不動産			・	・	円	円	円	
				うち 固定資産特定災害損失額					⑧⑦'	
				うち 固定資産震災損失額					⑧⑦"	
				うち 固定資産震災損失額					⑧⑧	
山 林			・	・	円	円	円			
		うち 固定資産特定災害損失額					⑧⑧'			
		うち 固定資産震災損失額					⑧⑧"			
		うち 固定資産震災損失額					⑧⑨			
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	⑧⑨	円						
		被災純損失金額(所得税法)	⑧⑨'							
		被災純損失金額(震災特例法)	⑧⑨"							
		要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額	⑧⑨'''							
		要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額	⑧⑨'''							
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	⑨①	円						
		被災純損失金額(所得税法)	⑨①'							
		被災純損失金額(震災特例法)	⑨①"							
		要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額	⑨①'''							
		要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額	⑨①'''							

第四表付表(一)  
○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

令和〇六 年分の 所得税及び  
復興特別所得税 の 申告書(損失申告用)付表  
(特定非常災害の被災者の方用)

整 理 号

--	--	--	--	--	--	--	--

現在の住所 又は 居 所 事 業 所 等		フリガナ 氏 名	
-------------------------------	--	-------------	--

この付表は、所得税法第70条の2(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)、同法第71条の2(特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第5条(雑損失の繰越控除の特例)又は同法第7条(純損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

### 3 翌年以後に繰り越す損失額

#### ○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

事 業 所 得	事業資産特定災害損失額	(1)	円
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	(2)	
	(1)/(2)≥0.1のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください。	該 当 ・ 非 該 当
不 動 産 所 得 等	不動産等特定災害損失額	(3)	円
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	(4)	
	(3)/(4)≥0.1のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください。	該 当 ・ 非 該 当

#### ○ 翌年以後に繰り越す損失額

青 色 申 告 者 の 損 失 の 金 額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	(83)	円	
		被災純損失金額(所得税法)	(83')		
		被災純損失金額(震災特例法)	(83")		
		要件該当	特定非常災害発生年純損失金額	(83")'	
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		(84)	
変 動 所 得 の 損 失 額			(85)		
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	(A)損害金額	(B)保険金などで補填される金額	
			円	円	
	山 林 以 外	営業等・農業	・	・	円
			うち 棚卸資産特定災害損失額		(86)
		うち 固定資産特定災害損失額		(86")	
		うち 棚卸資産震災損失額		(86")'	
	うち 固定資産震災損失額		(86")"		
	不動産	うち 固定資産特定災害損失額		(87)	
		うち 固定資産震災損失額		(87")	
		山 林	・	・	円
うち 固定資産特定災害損失額				(88)	
うち 固定資産震災損失額			(88")		
山林所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	(89)	円	
		被災純損失金額(所得税法)	(89')		
		被災純損失金額(震災特例法)	(89")		
		要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	(89")'	
	山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	(90)	
被災純損失金額(所得税法)			(90')		
被災純損失金額(震災特例法)			(90")		
要件該当			特定非常災害発生年特定純損失金額	(90")'	

令和 06 年分の 所得税及び  
復興特別所得税 の 申告書(損失申告用)付表  
(特定非常災害の被災者の方用)

F A O 1 9 2

整 理 号	<input type="text"/>	一 連 号	<input type="text"/>						
-------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-------	----------------------

第四表付表(二)  
○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算 (5年前、4年前及び3年前に生じた損失)

年分	損失の種類			Ⓐ前年分までに引ききれなかった損失額	Ⓑ本年分で差し引く損失額	Ⓒ翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(Ⓐ-Ⓑ)
A 令和元年 (5年前)	純 損失	令和元年が 青色の場合	要件 該当	特定非常災 害発生年純 損失	山林以外 山林	
		令和元年が 白色の場合	要件 該当	特定非常災 害発生年特 定純損失	山林以外 山林	
		被災純損失 (青・白)	要件 非 該 當	被災純損失 (所得税法)	山林以外 山林	
			要件 非 該 當	被災純損失 (震災特例法)	山林以外 山林	円 円
		特定雑損失(所得税法)				円
	雜 損 失	特定雑損失(震災特例法)				円
		令和2年が 青色の場合	要件 該当	特定非常災 害発生年純 損失	山林以外 山林	
		令和2年が 白色の場合	要件 該当	特定非常災 害発生年特 定純損失	山林以外 山林	
		被災純損失 (青・白)	要件 非 該 當	被災純損失 (所得税法)	山林	
			要件 非 該 當	被災純損失 (震災特例法)	山林	円 円
		特定雑損失(所得税法)				円
		特定雑損失(震災特例法)				円
B 令和2年 (4年前)	純 損失	令和3年が 青色の場合	要件 非 該 當	被災純損失 以外の損失	山林以外 山林	
		令和3年が 白色の場合	要件 該 當	特定非常災 害発生年純 損失	山林以外 山林	
			要件 非 該 當	変動所得の損失		円 円
		被災純損失 (青・白)	要件 非 該 當	被災事業用 資産の損失	山林以外 山林	
			要件 該 當	特定非常災 害発生年特 定純損失	山林以外 山林	
			要件 非 該 當	被災純損失 (所得税法)	山林	
	雜 損 失		要件 非 該 當	被災純損失 (震災特例法)	山林	円 円
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	特定雑損失以外の雑損失					
	特定雑損失(所得税法)					
	特定雑損失(震災特例法)				円	
C 令和3年 (3年前)	純 損 失					

資産	整理欄	
----	-----	--

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)

F A 3 0 0 1

住所	(フリガナ 氏名)	依頼人 税理士等 番号	事務所 所在地
事業所所在地	電話番号(自宅) (事業所)		
業種名	屋号	入団体名	

令和 年 月 日 損益計算書 (自 □□□月□□□日 至 □□□月□□□日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	消耗品費	⑦	貸倒引当金	⑩
期首商品鉢高	②	減価償却費	⑧	繰戻額	⑪
売上仕入金額(製品販高)	③	福利厚生費	⑨	引当等額	⑫
上小計(②+③)	④	給料賃金	⑩	計	⑬
原期末商品(製品販高)	⑤	外注工賃	⑪	専従者給与	⑭
差引原価(④-⑤)	⑥	利子割引料	⑫	貸倒引当金	⑯
差引金額(①-⑥)	⑦	地代家賃	⑬	準備金額	⑯
		貸倒金	⑭	金等額	⑯
			⑮	計	⑯
租税公課	⑧			青色申告特別控除前の所得金額 (⑯+⑰-⑲)	⑯
荷造運賃	⑨			青色申告特別控除額	⑯
経路光熱費	⑩			所得金額 (⑯-⑯)	⑯
旅費交通費	⑪				
通信費	⑫				
広告宣伝費	⑬				
接待交際費	⑭				
費用					
損害保険料	⑮				
修繕費	⑯				

提出用 (令和五年分以降用)

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項目を読んでください。

整理番号	□□□□□	①	□□□□□	⑤
		②		⑥
		③		⑦
		④		⑧
		⑤		⑨
		⑥		⑩
		⑦		⑪
		⑧		⑫
		⑨		⑬
		⑩		⑭
		⑪		⑮
		⑫		⑯
		⑬		⑰
		⑭		⑱
		⑮		⑲
		⑯		⑳
		⑰		㉑
		⑱		㉒
		⑲		㉓
		㉑		㉔
		㉒		㉕
		㉓		㉖
		㉔		㉗
		㉕		㉘
		㉖		㉙
		㉗		㉚
		㉘		㉛
		㉙		㉜
		㉚		㉝
		㉛		㉞
		㉜		㉟
		㉝		㉟
		㉞		㉟
		㉟		㉟

令和〇年分

氏名  
フリガナ

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	円	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等 雑収入		
計		
うち 税率対象 うち	円	円

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○給料賃金の内訳

氏名	年齢 歳	従事 月数 月	給料賃金 円	給 支 給 額 合 計 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
1					
2					
3					
4					
5					
その他(人分)					
計	延べ従事月数				

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢 歳	従事 月数 月	給料賃金 円	給 支 給 額 合 計 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
1						
2						
3						
4						
5						
計	延べ従事月数					

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料 料・権利金額	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
1			
2			
3			
4			
5			
計			

○青色申告特別控除額の計算(この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読みてください。)

金額	金額	金額	金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥	(赤字のときは0)	円
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの損益計算書)の③欄の金額を書いてください。)	⑦	(赤字のときは0)	円
65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額(青色申告特別控除額です。)	⑧		
65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額(青色申告特別控除額です。)	⑨		
青色申告特別控除を受ける場合	⑩		
上記以外の金額(不動産所得から差し引かれる金額)	⑪		
の場合は青色申告特別控除額です。)	⑫		

○貸倒引当金繰入額の計算(「貸倒引当金」の項目を読みてください。)

金額	金額	金額	金額
個別評価による本年分繰入額①	②	③	④
一括評価による明細書の該当金額を記入してください。)	⑤	⑥	⑦
年末における一括評価による貸倒引当金の合計額	⑧	⑨	⑩
繰入額による本年分繰入額度(金融業は3.3%)	⑪	⑫	⑬
本年分の貸倒引当金繰入額⑤	⑥	⑦	⑧
本年分の(①+④)当金	⑨	⑩	⑪

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

整理番号  
□□□□□□□□□□

○売上(収入)金額の明細 ※ 登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額

上記以外の売上の計(雑収入を含む)

上記以外の売上の計	計

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額
			円

上記以外の仕入先の計

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等(繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額(償却保証額)	②償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率又は改定償却率	④本年中償却期間	⑤本年分の費用(②×③×④)	⑥普通償却額(②×③)	⑦事業専用割合(①×⑤)	⑧本年分の必要経費算定額(①×⑦)	⑨未償却残高(期末残高)	摘要
・( )	( )	年月	円	円	年	年	月	月	円	円	%	円	円	要
・( )	( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	要
・( )	( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	要
・( )	( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	要
・( )	( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	要
・( )	( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	要
・( )	( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	要
・( )	( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	・( )	要
計														要

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金額	本年子割引料	左のうち必要経費算入額	左の中の報酬等の金額	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所徴税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円	円	円	円	円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所	本年子割引料	左のうち必要経費算入額	左の中の報酬等の金額	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所徴税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円	円	円	円

貸 借 対 照 表 (資産負債調)

資産		の		部		負債		・		資本		の		部		(令和年月日現在)	
科	目	月	日	(期首)	月	日	(期末)	科	目	月	日	(期首)	月	日	(期末)	科	目
現 金				円			円	支 払	手 形			円			円	原 材 料 費	期首原 材料棚卸 高
当 座 期 定 預 金								買 掛	金							原 材 料 仕 入 高	(①)
そ の 他 の 預 金								借 入	金							小 計	(①+②)
受 取 手 形								未 払	金							期末原 材料棚卸 高	(④)
完 掛 金								前 受	金							差引原 材料費 (③-④)	(⑤)
有 価 証 券								預 り	金							勞 務 費	(⑥)
棚 卸 資 産																外 注 工 賃	(⑦)
前 払 金																電 力 費	(⑧)
貸 付 金																水 道 光 熱 費	(⑨)
建 物																修 繕 費	(⑩)
建 物 附 属 設 備																減 価 却 費	(⑪)
機 械 装 置																の 他	(⑫)
車 両 運 搬 具																	(⑬)
工 具 器 具 備 品																製 造 經 費	(⑭)
土 地																	(⑮)
																	(⑯)
																	(⑰)
																	(⑱)
																	(⑲)
																	(⑳)
																計	(㉑)
																総 製 造 費 (㉒)	(㉓)
																期首半製品・仕掛品棚卸 高	(㉔)
																小 計	(㉕)
事 業 主 貸 合 計																期末半製品・仕掛品棚卸 高	(㉖)
																製品製造原価 (㉗-㉖)	(㉘)

● 65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

(令和五年分以降用)

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

製造原価の計算		(原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)	
原 材 料 費	期首原 材料棚卸 高	原 材 料 仕 入 高	(①)
	原 材 料 仕 入 高	原 材 料 仕 入 高	(②)
	小 計	(①+②)	(③)
	期末原 材料棚卸 高	原 材 料 棚 卸 高	(④)
	差引原 材料費 (③-④)	差引原 材料費 (⑤)	(⑤)
	勞 務 費	勞 務 費	(⑥)
	外 注 工 賃	外 注 工 賃	(⑦)
	電 力 費	電 力 費	(⑧)
	水 道 光 熱 費	水 道 光 熱 費	(⑨)
	修 繕 費	修 繕 費	(⑩)
	減 価 却 費	減 価 却 費	(⑪)
	の 他	の 他	(⑫)
	計	計	(㉑)
	総 製 造 費 (㉒)	総 製 造 費 (㉓)	(㉔)
	期首半製品・仕掛品棚卸 高	期首半製品・仕掛品棚卸 高	(㉔)
	小 計	小 計	(㉕)
	期末半製品・仕掛品棚卸 高	期末半製品・仕掛品棚卸 高	(㉖)
	製品製造原価 (㉗-㉖)	製品製造原価 (㉗-㉖)	(㉘)

(注) ㉖欄の金額は、1ページの「損益計算書」の3欄に移記してください。

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(不動産所得用)

F A 3 2 0 0

住 所	フリガナ 氏名	事務所所在地
業 職	電話番号	税理士等 電話番号

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のホールペーンで書いてください。

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 □□月□□日 至 □□月□□日)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
取 収 金額	①	必 要 経 費	⑬
入 金 額	②		⑭
	③		⑮
計	④		⑯
租 税 公 課	⑤	そ の 他 の 経 費	⑰
必 損 害 保 保 險 費	⑥	費 計	⑯
修 繕 費	⑦	差 引 金 額 (④-⑯)	⑯
減 償 費	⑧	専 従 者 給 与	⑯
借 入 金 利 子	⑨	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑯-⑯)	⑯
経 地 代 家 賃	⑩	青 色 申 告 (65万円又は55万円又は10万円とない方の金額) 特 別 控 除 額 (れか少ない方の金額)	⑯
費 給 料 賃 金	⑪	所 得 金 額 (⑯-⑯)	⑯
	⑫	土 地 等 を 取 得 す る た め の 給 与	⑯

提出用

(令和二年分以降用)

●下の欄には、書かないでください。  
 ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯

●下の欄には、書かないでください。  
 ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯

[金額のうち年に土地等を取得する人は、その負債の額を書いてください。  
 ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯]



## ○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は量 数	取得年月 又は 年月 (償却保証額)	① 取 得 価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額 円	耐用 方法 年数	償却 方 法	償却 年 数	③ 本年中 償却 期間 月 12	④ 本年中 償却 率 又は 改定償却率	⑤ 本年分 普通 償却費 ( $\text{②} \times \text{③} \times \text{④}$ )	⑥ 割 増 (特別) 償却 費 円	⑦ 本年分 の 債 権 合 計 ( $\text{③} + \text{⑥}$ )	⑧ 貸 付 割 合 率 %	⑨ 本年分 の 債 権 残 高 (期末残高) 円	要 摘 要
計															

(令和二年分以降用)

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に微却保証額を記入します。

## ○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃料・権利金等 左の賃借料のうち 必要経費算入額 円	期末現在の借入金額 円	本年中の報酬等の金額 左のうち 必要 経 費 算 入 額 円	本年中の金利子 左のうち 必要 経 費 算 入 額 円
	賃 貸 權 更 換				
	賃 貸 權 更 換				

## ○借入金利子の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	借入金額 円

## ○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 左のうち 必要 経 費 算 入 額 円

## 貸借対照表 (資産負債調)

資産の部					負債・資本の部					(令和年月日現在)				
科 目	月 日(期首)	月 日(期末)	科 借 入 金	目	月 日	日(期首)	月 日(期末)	元 金	科 借 入 金	目	月 日	日(期末)	元 金	
現 金	円	円												
普通預金				未 払 金										
定期預金				保証金・敷金										
その他の預金														
受取手形														
未収賃貸料														
未 収 金														
有価証券														
前 払 金														
貸 付 金														
建 物														
建物附属設備														
構築物														
船														
工具器具備品														
土 地														
借 地 権														
公共施設負担金														
事業主借入金														
青色申告特別控除金額														
合 計														

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

## 令和〇六 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

F A 4 0 2 6

## 1 住所及び氏名

住 所	〒 -
電話番号	( )
フリガナ	
氏 名	

整 理 番 号

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名

## 2 新築又は購入した家屋等に係る事項

		家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	(ア) 平成□□□□□□□□ (令和□□□□□□□□)		
契約日 契約区分	(イ) 平成□□□□□□□□ (令和□□□□□□□□)		
補助金等控除前の取 得 対 價 の 額	(ウ) □□□□□□□□□□□□	(ク) □□□□□□□□□□□□	円
交付を受ける補助金等の額	(エ) □□□□□□□□□□□□	(ケ) □□□□□□□□□□□□	円
取得対価の額 (ウ)-(イ)(エ)-(ク))	(オ) □□□□□□□□□□□□	(コ) □□□□□□□□□□□□	円
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	(カ) □□□□□□□□□□□□	(サ) □□□□□□□□□□□□	m <sup>2</sup>
うち居住用部分の(床)面積	(キ) □□□□□□□□□□□□	(シ) □□□□□□□□□□□□	m <sup>2</sup>

不動産番号	家屋	土地
-------	----	----

## 4 家屋や土地等の取得対価の額

	Ⓐ 家 屋	Ⓑ 土 地 等	Ⓒ 合 計	Ⓓ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	(①) □□□□□□□□/□□□□□□□□	□□□□□□□□/□□□□□□□□		□□□□□□□□/□□□□□□□□
(④、⑤、⑥) × ① ※共有でない場合は、④、⑤、⑥を書いてください。	(②) □□□□□□□□ (④ (④×Ⓐの①))	□□□□□□□□ (⑤ (⑤×Ⓑの①))	(Ⓐの②)+(Ⓑの②)又は(Ⓑの②+Ⓓの②)	(④ (④×Ⓓの①))
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	(③) □□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□		
あなたの持分に係る取得対価の額等 (②)-(③))	(④) □□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□		

## 5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項 6 特例対象個人に係る事項等

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に(ウ)に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額)	円	夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、認定住宅等である新築住宅又は販売再販住宅に入居したとき等は、右の欄に該当する数字を書いてください。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	区分
--------	----	-----	--	---	---	----

## 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	Ⓔ 住 宅 の み	Ⓕ 土 地 等 の み	Ⓖ 住 宅 及 び 土 地 等	Ⓗ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 区分	(⑤) □□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表)の(4)の割合)	(⑥) □□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□
住宅借入金等の年末残高 (付表)の(16)の金額)	(⑦) □□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□
④と⑦のいづれか少ない方の金額	(⑧) □□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□
居住用割合 ※90%以上である場合には、100%と書きます。	(⑨) ④ ÷ ⑦ □□□□□□□□	⑦ ÷ ④ □□□□□□□□	□□□□□□□□	⑦ ÷ ⑦ □□□□□□□□
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑧) × (⑨))	(⑩) □□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□
住宅借入金等の年末残高の合計額 (Ⓔの⑩)+(Ⓕの⑩)+(Ⓖの⑩)+(Ⓗの⑩))			(⑪) □□□□□□□□	
※ ⑪の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。				

## 8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の⑫欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 詳しくは、控用の裏面を参照してください。	(⑫) 高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	(⑬) 断熱改修工事等の費用の額	(⑭) 特 定 断 热 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	(⑮) 特 定 多 世 带 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額
(⑯) 特 定 耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	(⑯) 特 定 の 増 改 築 等 工 事 の 費 用 の 合 計 額 (⑫)+(⑬)+(⑭)+(⑯))	(⑯) あなた の 持 分 に 係 る 特 定 の 増 改 築 等 工 事 の 費 用 の 額 (⑯)又は(⑯)×Dの①)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等)に係るものを除きます。(が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	(⑯) 特 定 多 世 带 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (⑯)又は(⑯)×Dの①)
				(⑯) 特 定 多 世 带 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額 (⑯)又は(⑯)×Dの①)

## 9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	20	00
---------------------	------------------------	----	----	----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 年中 家屋:1 増改築等:2 (10%に係る部分のみ)	⑯又は⑯の金額 (10%に係る部分のみ)	(21) □□□□□□□□	円
	○	Ⓐの⑯又は Ⓐの⑯の金額 (10%に係る部分のみ)	(22) □□□□□□□□	円

重複適用を受ける場合は、右の文字に○をした上で、二面の⑯の金額を転記してください。

重複適用	23	00
------	----	----

## 10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない	整理欄	登 家 登 土 登 認 定 付 仮 A B C
--	------	-----	-------------------------

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

一面

提出用 この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 令和06年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪		
番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和4年1月1日から令和6年12月31までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は賃取再販住宅	令和6年中に特例対象個人以外が入居 令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007=⑯ ⑪×0.007=⑯	(最高31万5千円) 円 (最高35万円) 円	7	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和2年1月1日から令和3年12月31までの間に居住の用に供した場合	⑯ ⑯	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬( ) ⑯の金額( )×0.02 + (⑭-⑯)×0.01=	(最高12万5千円) 円 00
2		平成27年1月1日から令和3年12月31までの間に居住の用に供した場合	中古住宅	⑪×0.007=⑯	(最高21万円) 円 (最高50万円) 円	8	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和2年1月1日から令和3年12月31までの間に居住の用に供した場合	⑯ ⑯	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬( ) ⑯の金額( )×0.02 + (⑭-⑯)×0.01=	(最高12万5千円) 円 00	
3	ZEH水準省エネ住宅※5	令和4年1月1日から令和6年12月31までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は賃取再販住宅	令和6年中に特例対象個人以外が入居 令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007=⑯ ⑪×0.007=⑯	(最高24万5千円) 円 (最高31万5千円) 円	9	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和2年1月1日から令和3年12月31までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬( ) ⑯の金額( )×0.02 + (⑭-⑯)×0.01=	⑯ ⑯	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬( ) ⑯の金額( )×0.02 + (⑭-⑯)×0.01=	(最高12万円) 円 00
4	省エネ基準適合住宅※5	令和4年1月1日から令和6年12月31までの間に居住の用に供した場合	中古住宅	⑪×0.007=⑯	(最高21万円) 円 (最高21万円) 円	10	震災特例法(※6)の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除額の特例を選択	令和4年1月1日から令和6年12月31までの間に居住の用に供した場合 新築住宅又は賃取再販住宅	⑯ ⑯	令和6年中にその他の住宅に入居又は令和6年中に特例対象個人以外が認定住宅等に入居 令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中に特例対象個人が認定住宅等に入居	⑪×0.009=⑯ ⑪×0.009=⑯	(最高40万5千円) 円 00
5	その他の住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用(1から4又は7から11のいずれかを選択する場合を除きます。)	令和4年1月1日から令和6年12月31までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は賃取再販住宅	令和6年中に入居 令和4年中又は令和5年中に入居	⑪×0.007=⑯ ⑪×0.007=⑯	(最高14万円) 円 (最高21万円) 円	11	中古住宅又は増改築等	⑯ ⑯	(最高27万円) 円 00	(最高60万円) 円 00	
6		平成27年1月1日から令和3年12月31までの間に居住の用に供した場合	中古住宅又は増改築等	⑪×0.007=⑯	(最高14万円) 円 (最高40万円) 円		令和4年中に居住の用に供取得に該当するとき	⑯ ⑯	(最高60万円) 円 00	(最高60万円) 円 00		

※ 1 ⑯欄の金額を一面の⑯欄に転記します。

※ 2 ⑯欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※ 3 特例対象個人については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。

※ 4 (特例) 特別特例取得及び(特別) 特定取得については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。

※ 5 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例) 特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特例) 特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。

※ 6 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことを行います。

※ 7 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

## ○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑯欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑯欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑯の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	⑯ ⑯	00
------------	---	--------	----

※ ⑯欄の金額を一面の⑯欄に転記します。

## ○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)	□ □ □ □ □ □
(2)	□ □ □ □ □ □

(3)	□ □ □ □ □ □
(4)	□ □ □ □ □ □

※ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

二面

提出用

二面は一面と一緒に提出してください。

# (付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(令和 年分)

## 1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		Ⓐ(あなた)	Ⓑ(共有者)	Ⓒ(共有者)	Ⓓ(合計等)
取 得 し た 資 産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額) ①			円
	各共有者の共有持分 ②	——	——	——	
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等 (① × ②)	円 ③	円	円	円
	土地等の取得対価の額 ④				
	各共有者の共有持分 ⑤	——	——	——	
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額 (④ × ⑤)	円 ⑥	円	円	円
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等 (③ + ⑥)		⑦			
取得 し た 資 産 に 係 る 資 金 の 状 況	各共有者の自己資金負担額 ⑧				((Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ) 円)
	各共有者の単独債務による当初借入金額 ⑨				((Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ))
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑩				
	連帯債務による当初借入金額 ⑪				円
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高 ⑫				

※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の⑦(増改築等の場合は3の⑦)及び2の⑧の金額をそれぞれ転記します。

※2 ⑩欄及び⑪欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金融機関等に対して適用申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報(以下「証明書等」といいます。)に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。)。

※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の①の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。

- ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
- ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

## 2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨)	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪) ※小数点以下第2位まで書きます。	⑭ %	⑮ %	⑯ %	100.00 %
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭)	⑮ 円	⑮ 円	⑮ 円	
各共有者の住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮)	⑯			

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書等に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。

※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例  
の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書**  
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

事 業 所 得	総 収 入 金 額	①	円
	特例適用前の必要経費の額	②	
雜 所 得	総 収 入 金 額 (公的年金等に係るもの) 除きます。	③	
	給 与 所 得 の 収 入 金 額	④	
	55 万 円 - ② - ④	⑤	(赤字のときは0)
	55 万 円 - ③ - ④	⑥	(赤字のときは0)
特 例 適 用 後 の 必 要 經 費 の 額	③がない場合	①と⑥との い ず れ か 少 ない 方 の 金 額	⑦
	③が⑤より少 ない方の同額の場合	② の 金 額	⑧
雜 所 得	③と⑤との い ず れ か 少 な い 方 の 金 額	⑨	

→ 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。

→ 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額（青色申告特別控除額は含みません。）を書きます。

・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に特と書いてください。なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に特と書いてください。

・白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に特と書いてください。なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に特と書いてください。

→ 業務に係る雜所得の総収入金額から⑨の金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。その際、金額の頭部に特と書いてください。

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

雜所得の中に、業務に係る雜所得のほかにその他の雜所得がある場合には、⑨の金額を業務に係る雜所得の収入金額から控除し、控除しきれなかつたときは、その他の雜所得の収入金額から控除します。その他の雜所得が赤字の場合は0円になります。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

# 年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A)	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B)	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計

0

必要経費計

0



# 令和\_\_\_年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住 所

氏 名

## 1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定健康診査 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> ( )
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

## 2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		円	円
合		計	A
			B

## 3 控除額の計算

支払った金額	(合計)	円
保険金などで補填される金額		
差引金額 (A) - (B)	(マイナスのときは0円)	
医療費控除額 (C) - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	

A  
B  
C  
D

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「区分」の□に「1」と記入します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。○左記一、二に係る領収書等は確定申告期限等から5年間保管して下さい。

# 政党等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和 年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

この明細書は、本年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するためには（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	政党等寄附金の額	①	円	政党等寄附金の額の合計額を書いてください。 (政党等寄附金の内訳)
	①以外の寄附金の額	②		
	① + ②	③		
所得金額の合計額	④			申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。
④ × 40 %	⑤			申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。 (注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 總越損失を差し引く計算」欄の⑩の金額を転記してください。

## 2 政党等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥ (赤字のときは0)	円	申告書第一表の⑨の金額を転記してください。
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦		
2千円 - ②	⑧ (赤字のときは0)		申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑩～⑪欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(⑩～⑪欄)に記入してください。
(⑦ - ⑧) × 30 %	⑨ (100円未満の端数切捨て)		
年分の所得税の額	⑩		○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。
⑩ × 25 %	⑪ (100円未満の端数切捨て)		
政党等寄附金特別控除額(⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫		

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

# 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和 年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するためには使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定NPO法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額	④		
④ × 40%	⑤		

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
・	・	円
・	・	
・	・	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。  
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 緑越損失を差し引く計算」欄の⑨の金額を転記してください。

## 2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいづれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
⑪-公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	(赤字のときは0)
認定NPO法人等寄附金特別控除額(⑨と⑫のいづれか少ない方の金額)	⑬	

申告書第一表の③の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑮～⑯欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(⑮～⑯欄)に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

# 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和 年分)

氏 名 \_\_\_\_\_

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

**申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。**

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受けられる方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額	④		
④ × 40%	⑤		

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額	円
・	・		円
・	・		
・	・		

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。

(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 緑越損失を差し引く計算」欄の⑨の金額を転記してください。

## 2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書第一表の⑪の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑯～⑰欄)に転記してください。

ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑪の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(⑯～⑰欄)に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

**死亡した者の\_\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表**  
(兼相続人の代表者指定届出書)

受付印

1 死亡した者の住所・氏名等												
住所	(〒 - - - )					氏名	フリガナ			死亡年月日	年 月 日	
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 [ 第3期分の税額 ] [ 還付される税金のときは頭部に△印を付けてください。 ] 円 … A												
3 相続人等の代表者の指定 [ 代表者を指定されるときは、右にその代表者の方の氏名を書いてください。 ]												
4 限 定 承 認 の 有 無 [ 相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。 ] 限 定 承 認												
5 相 続 人 等 に 関 す る 事 項	(1) 住 所		(〒 - - - )		(〒 - - - )		(〒 - - - )		(〒 - - - )		(〒 - - - )	
	(2) 氏 名 (署名)		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
	(3) 個 人 番 号											
	(4) 職業及び被相続人との続柄		職業	統柄	職業	統柄	職業	統柄	職業	統柄	職業	統柄
	(5) 生 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日	
	(6) 電 話 番 号		— —		— —		— —		— —		— —	
	(7) 相続分 … B		法定・指定 — —		法定・指定 — —		法定・指定 — —		法定・指定 — —		法定・指定 — —	
	(8) 相続財産の価額		円		円		円		円		円	
	6 納 める 税 金 等	A が 黒 字 の とき	各人の納付税額 A × B 〔各人の100円未満の端数切捨て〕		00 円		00 円		00 円		00 円	
A が 赤 字 の とき		各人の還付金額 〔各人の1円未満の端数切捨て〕		円		円		円		円		
7 還 付 さ れ る 税 金 の 受 取 場 所	銀 行 振 込 み 等 の 預 金 口 座 に 有 る 場 合	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協					
	支 店 名 等	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所						
	預金の種類	預 金	預 金	預 金	預 金	預 金						
	口 座 番 号											
ゆう ちょ 銀 行 の 受 取 場 所 等 の 窓 口	希望 する 銀行 の 振 込 み 場 合	貯金口座の記号番号	—	—	—	—	—					
	郵便局等の窓口	郵便局名等										

(注) 「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

税整	整 理 番 号	0				0			0			0		
務理	番号確認	身元確認			□ 濟			□ 濟			□ 濟			□ 濟
署欄					□ 未済			□ 未済			□ 未済			□ 未済

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。※還付される税金の受取りを代表者等に委任する場合には委任状の提出が必要です。

一連番号

## 令和6年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

税務署長	(〒 納税地 (住所等))	個人番号(マイナンバー)	(令和 6年分用)			
年月日提出	フリガナ 氏名	職業		電話 番号		

令和6年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年月日
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等		
添付した書類		

請求額の計算書(記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)

請求額			請求額		
総合課税の所得金額	円	税	⑭に対する金額	円	
			⑯に対する金額		
			⑯に対する金額		
			計		
			配当控除 投資税額等の控除		
合計	①	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除			
※	②	政党等寄附金等特別控除			
※	③	住宅耐震改修特別控除等			
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	④	差引所得税額		
	生命保険料控除 地震保険料	⑤	災害減免額		
	寡婦・ひとり親、勤労学生、障害者控除	⑥	再差引所得税額		
	配偶者(特別)控除	⑦	令和6年分特別税額控除	人	
	扶養控除	⑧	再々差引所得税額 (基準所得税額)		
	基礎控除	⑨	復興特別所得税額		
	④から⑨までの計	⑩	所得税及び復興特別所得税の額		
	雑損医療費(特例)控除	⑪	外国税額控除等		
	寄附金控除	⑫	源泉徴収税額		
	合計	⑬	申告納税額		
課税所得される金額	①に対する金額	⑭ , 000	予定期分納税額 (第1期分・第2期分)		
	②に対する金額	⑮ , 000	第3期分の税額	納める税金 A	
	③に対する金額	⑯ , 000		還付される税金 B	
※②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。			この請求前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載) 第3期分の税額の差額 (減少額(C-A+B))		

還税金の支受取れる所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合) 銀行 金庫・組合 農協・漁協 預金口座番号	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合) 貯金口座の 記号番号 (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)	公金受取口座	登録に同意する <input type="checkbox"/>
				登録済みの口座を利用する <input type="checkbox"/>

税務署欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他( )	一連番号
	年月日				□ 濟 □ 未済		

赤字の場合は0と書いてください。

黒字の場合、百円未満の端数は切り捨ててください。

06.12

## 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

税務署長	(〒 納税地 (住所等))	個人番号(マイナンバー)
年月日提出	フリガナ 氏名	職業
		電話 番号

(令和四年分以降用)

年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	
添付した書類	

請求額の計算書(記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)

請求額			請求額		
総合課税の所得金額	円		税額	⑭に対する金額	
				⑯に対する金額	
				⑰に対する金額	
				計	
			配当控除 投資税額等の控除		
合計			(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除		
※	②		政党等寄附金等特別控除		
※	③		住宅耐震改修特別控除等		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	④	差引所得税額		
	小規模企業共済等掛金				
	生命保険料控除	⑤	災害減免額		
	地震保険料控除				
	寡婦・ひとり親、控除	⑥	再差引所得税額 (基準所得税額)		
	勤労学生、障害者控除				
	配偶者(特別)控除	⑦	復興特別所得税額		
	扶養控除	⑧	所得税及び復興特別所得税の額		
	基礎控除	⑨	外国税額控除等		
	④から⑨までの計	⑩	源泉徴収税額		
課税得される額	雑損医療費(特例)控除	⑪	申告納税額		
	寄附金控除	⑫	予定期分・第2期分の納税額		
	合計	⑬	第3期分の税額	納める税金 A	
	①に対する金額	⑭ , 000	還付される税金	B	
	②に対する金額	⑮ , 000	この請求前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)		
課税得される額	③に対する金額	⑯ , 000	第3期分の税額の差額 (減少額(C - A + B))		

赤字の場合は0と書いてください。と

切り捨ててください。百円未満の端数は

※②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)			(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)		
	銀 行	本店・支店	貯金口座の記号番号	—	金庫・組合	出張所
	農協・漁協	本所・支所				
	預金口座番号					
公金受取口座への登録に同意する <input type="checkbox"/>			(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)			
			(公金受取口座への振込みを希望する場合)			
			(公金受取口座を利用する <input type="checkbox"/>			

※個人番号(マイナンバー)の記載がない場合は、公金受取口座を登録・利用することができません。

税務署欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他( )	一連番号
	年月日				□済 □未済		



## 申告書等閲覧申請書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(閲覧申請者)

住所又は居所

ふりがな

氏名

電話番号 ( )

納税者との関係

下記のとおり、申告書等の閲覧を申請します。

記

太枠内の該当する□にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

閲 覧 的 目	<input type="checkbox"/> 申告書の作成に必要なため <input type="checkbox"/> 申告内容や特例等の申請事績などの見直しや確認に必要なため <small>(注) 上記以外の目的(金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問合せに対する回答等)で閲覧することはできません。</small>		
申告書等に 記載された 住所・氏名 等	住所(居所) 又は所在地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	ふりがな 氏名(名称)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (生年月日) . . .	
閲覧対象書類	<input type="checkbox"/> 所得税 平成・令和 年分～平成・令和 年分 <input type="checkbox"/> 法人税 平成・令和 年 月期分～平成・令和 年 月期分 <input type="checkbox"/> 消費税 平成・令和 年(月期) 分～平成・令和 年(月期) 分 <input type="checkbox"/> 相続税 平成・令和 年 月 日(提出・相続開始) <input type="checkbox"/> 贈与税 平成・令和 年分～平成・令和 年分 <input type="checkbox"/> その他( ) 平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 修正申告書 <input type="checkbox"/> その他の申告書 [ ] <input type="checkbox"/> 青色申告決算書・収支内訳書 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> その他 [具体的な書類名]		
写真撮影の希望	<input type="checkbox"/> 次の事項に同意した上で、写真撮影を希望する <input type="checkbox"/> 撮影した写真をその場で確認できる機器を使用すること <small>(使用する機器: <input type="checkbox"/> デジタルカメラ <input type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他( ))</small> <input type="checkbox"/> 撮影した写真を署員に確認させ、対象書類以外が写り込んでいた場合は署員の指示に従い消去すること <input type="checkbox"/> 撮影した写真は上記の「閲覧目的」以外で利用しないこと		

## 【税務署整理欄】

申請者本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(住所が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) <small>本人確認書類識別番号(個人番号、基礎年金番号及び被保険者等番号等を除く。)</small>			
代理権限の確認	代理人の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者・4親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 税理士・弁護士・行政書士 <input type="checkbox"/> 法人の役員・従業員 <input type="checkbox"/> 法定代理人( <input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 成年 )		
	確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの) <input type="checkbox"/> 印鑑証明(署名証明) <input type="checkbox"/> 税務代理権限証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本又は住民票の写し <input type="checkbox"/> 納税管理人の届出書 <input type="checkbox"/> 税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他( )		
相続人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本(法定相続情報一覧図) <input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの) <input type="checkbox"/> 印鑑証明(署名証明)			
管理運営部門		申告書等保有部門		マスキング: 要 · 否
窓口処理		閲覧文書		返却確認
受付番号	処理日	窓口担当者	担当統括官	担当者
	・・			
整理番号	文書枚数:	枚綴	個人番号の記載:	(備考)
			有 · 無	

## 「申告書等閲覧申請書」の記載要領等

### 1 「閲覧申請者」欄

閲覧される方の「住所又は居所」、「氏名」、「電話番号」、「納税者との関係」を記載します。  
「氏名」については、必ず自書してください。

### 2 「閲覧目的」欄

該当する理由のいずれかにチェックをしてください。

※ 「閲覧目的」欄に記載されている以外の目的では閲覧できません。

### 3 「申告書等に記載された住所・氏名等」欄

閲覧を希望される申告書等に記載された「住所」、「氏名」、「生年月日」などを記載します。  
なお、閲覧申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」にチェックをします。

《記載例》：相続税申告書・・・被相続人の住所と氏名

法人税申告書・・・法人の所在地と名称

亡くなられた方の所得税申告書・・・亡くなられた方の住所と氏名

### 4 「閲覧対象書類」欄

#### (1) 「税目等」欄

閲覧しようとする書類の税目にチェックをします。

記載された税目以外の税目等の場合は、「その他」にチェックし、税目等を記載します。

#### (2) 「閲覧する申告書等の事業年度等」欄

閲覧を希望される書類の対象期間（元号を丸で囲むほか、年分、課税期間など）を記載します。

#### (3) 「対象書類」欄

該当する書類にチェックをします。

なお、「申請書等」、「添付書類」、「その他」にチェックする場合は、具体的な書類名を記載してください。

### 5 「写真撮影の希望」欄

写真撮影を希望する場合は、全てチェックが必要になります。

※ 代理人が写真撮影を希望する場合は、委任状にも委任者が写真撮影を希望する旨の記載が必要になります。

### 6 その他

次の(1)から(3)に該当する場合には、閲覧申請される方の本人確認書類（表面の【税務署整理欄】の「申請者本人確認」欄参照）のほか、以下の書類の提示又は提出が必要となります。

#### (1) 代理人の方が閲覧申請される場合

代理人の区分ごとにおける必要書類は、下図のとおりとなります。

申告書等の分類	個人に係る申告書等				法人に係る申告書等		
	代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	配偶者・4親等以内の親族	納税管理人	税理士	弁護士・行政書士	法人の役員・従業員
必要書類							
代理人本人であることを確認する書類	提示	提示	提示	提示	提示	提示	提示
委任状（納税者本人の実印（届出印）が押印されたもの）		提出	提出 <small>※実印以外での押印でも差し支えありません。</small>		提出 <small>(押印不要) ※税務署整理欄証書の提出でも差し支えありません。</small>	提出	提出
印鑑登録証明書（申請日前30日以内に発行されたもの）		提出				提出	提出
戸籍謄（抄）本、家庭裁判所の証明書又は登記事項証明書で申請日前30日以内に発行されたもの	提示又は提出						
戸籍謄（抄）本若しくは住民票の写し（申請日前30日以内に発行されたもの）又は健康保険等の被保険者証等で本人との親族関係が確認できるもの		提示又は提出					
税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票				提示	提示		
役員又は従業員の地位を証する書類（社員証など）						提示	

※ 代理人になれる方は、納税者の配偶者、4親等以内の親族、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、納税管理人、税理士、弁護士、行政書士、法人の役員又は従業員に限られています。

#### (2) 共同で提出された相続税申告書の全体を閲覧される場合

共同で提出した相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書（日本政府の在外公館発行の署名証明書も可。申請日前30日以内に発行されたもの）の提出が必要です。

#### (3) 亡くなられた方が生前に提出された申告書等を閲覧される場合

相続人全員を明らかにする戸籍謄（抄）本又は法定相続情報一覧図の写し並びに相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書（日本政府の在外公館発行の署名証明書も可。申請日前30日以内に発行されたもの）の提出が必要です。

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

( 年分 )

氏 名 \_\_\_\_\_

基 金 に 係 る 法 人 名	①				
基 金 の 名 称	②				
告 示 番 号	③	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号
当年に支出した負担金等の額	④	円	円	円	円
同上のうち必要経費に算入した額	⑤				

税務署受付印

# 源泉徴収税額の納付届出書

年 月 日 提出

税務署長 殿

年 月 日 提出 税務署長 殿	住 所 (又は居所)							
	(フリガナ)							
	氏 名							
	個人番号	電話	( )					

年分所得税（及び復興特別所得税）の確定申告、更正又は決定に係る所得税法第122条第1項第2号、第123条第2項第7号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第2項第1号に規定する源泉徴収税額のうち、まだ源泉徴収されていなかったものについて、次のとおり源泉徴収されましたので届け出ます。

区分	金額	給与等が支給された日	支給者の住所(又は所在地)及び氏名(又は名称)
① 源泉徴収されていなかった所得税(及び復興特別所得税)の額	円		
② 源泉徴収された所得税(及び復興特別所得税)の額	円	( 年 月 日) 年 月 日	
		( 年 月 日) 年 月 日	
		( 年 月 日) 年 月 日	
		( 年 月 日) 年 月 日	
		( 年 月 日) 年 月 日	
③ 差引額 (①-②)	円		

還付される所得税(及び復興特別所得税)の額は、次の方法で受け取ります。

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

銀行 \_\_\_\_\_ 本店 \_\_\_\_\_ 預金 口座番号 \_\_\_\_\_

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 \_\_\_\_\_

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等

(注) 1 給与等が支給された後に所得税(及び復興特別所得税)が徴収された場合には、その徴収された日を「給与等が支給された日」欄の上部のかっこ内に記載してください。

2 ※印の箇所は記載しないでください。

※税務署整理欄		番号確認	確認書類
			個人番号カード／通知カード・運転免許証
		身元確認	その他( )
		□ 濟 □ 未済	

提出用

税務署受付印	住所	(電話)	
明治[1]	フリガナ		
大正[2]	氏名		
昭和[3]	個人番号 又は法人番号 <small>↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。</small>		
平成[4]			
令和[5]	生年月日	職業	

税務署整理欄(記入しないでください。)				名簿	事案
整理番号	補完	財産細目コード	短期	確認	
申告書提出年月日					
災害等延長年月日					
出国年月日					
死亡年月日					

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
○フリガナの濁点(ー)や半濁点(ー)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

i 特例贈与財産分年課税分	種類		細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日
	所	在場	所等	数量	財産の価額(単位:円)
住所		取得した財産の明細		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
フリガナ					
氏名					
生年月日		統柄	1 2 3 4 5 ※	過去の贈与税の申告状況	平成令和 年分 署
上記以外		※[5]の場合に記入します。		過去の贈与税の申告状況	
住所		取得した財産の明細		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
フリガナ					
氏名					
生年月日		統柄	1 2 3 4 5 ※	過去の贈与税の申告状況	平成令和 年分 署
上記以外		※[5]の場合に記入します。		過去の贈与税の申告状況	
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①					
ii 一般贈与財産分					
住所		取得した財産の明細		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
フリガナ					
氏名					
生年月日		統柄	1 2 3 4 5 ※	過去の贈与税の申告状況	平成令和 年分 署
上記以外		※[5]は[8]の場合に記入します。		過去の贈与税の申告状況	
住所		取得した財産の明細		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
フリガナ					
氏名					
生年月日		統柄	1 2 3 4 5 ※	過去の贈与税の申告状況	平成令和 年分 署
上記以外		※[5]は[8]の場合に記入します。		過去の贈与税の申告状況	
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②					
配偶者控除額(右の事実に該当する場合には、□に印を記入します。私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)(最高2,000万円)					
(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金額のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) ③					
不動産番号		1件目	2件目	←贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。	

【合計欄】 (単位:円) ↓ 历年課税分(③の控除後の課税価格) ↓

Ⅰ 相続時精算課税分	历年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③))	④
	历年課税に係る基礎控除額	⑤
	⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	⑥
	⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用して計算します)	⑦
II	外国税額の控除額	⑧
	医療法人持分税額控除額	⑨
	差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩
	相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)	⑪
	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の⑩の金額の合計額)	⑫

(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)

III 合計	課税価格の合計額 (①+②+⑪)	⑬
	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	⑭
	農地等納税猶予税額	⑮
	株式等納税猶予税額	⑯
	特例株式等納税猶予税額	⑰
	医療法人持分納税猶予税額	⑱
	事業用資産納税猶予税額	⑲
	申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳
この申告書である修場正合	差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫)	㉑
	納税猶予税額の合計額	㉒
	申告期限までに納付すべき税額	㉓
	差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額(㉑-㉒)	㉔
	申告期限までに納付すべき税額の増加額(㉑-㉓)	㉕
税務署整理欄(記入しないでください。)		義務的修正期限

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法書面提出	通信日付印
30条 33条の2	
□	□
•	確認

第一表 (令和6年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。)

## 贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

### 1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人々に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	[A]	6,000,000円
暦年課税に係る基礎控除額	[B]	1,100,000円
[B]の控除後の課税価格 [A] - [B]	[C]	4,900,000円
[C]に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	[D]	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額([A])から暦年課税に係る基礎控除額([B])を控除した課税価格([C])に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額([D])を計算します。

$$[A]6,000,000円 - [B]1,100,000円 = [C]4,900,000円$$

$$[C]4,900,000円 \times 20\% \text{ (特例税率)} - 300,000円 \text{ (控除額)}$$

$$= [D]680,000円$$

#### 【速算表(特例贈与財産用)】

基 础 控 除 後 の 課 税 価 格	2,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	45,000千円 以下	45,000千円 超
特 例 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

「ご注意ください!」 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します（当該書類を重ねて提出する必要はありません。）。

- ①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
- ②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格※が3,000千円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、配偶者控除額と基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格となります。

### 2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合）

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	[A]	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	[B]	10,000,000円
暦年課税に係る基礎控除額	[C]	1,100,000円
[B]及び[C]の控除後の課税価格 [A] - [B] - [C]	[D]	2,900,000円
[D]に対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	[E]	335,000円

(例) 一般贈与財産14,000,000円を取得した場合  
(配偶者控除10,000,000円を適用する場合)

一般贈与財産の価額([A])から配偶者控除額([B])及び暦年課税に係る基礎控除額([C])を控除した課税価格([D])に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額([E])を計算します。

$$[A]14,000,000円 - [B]10,000,000円 - [C]1,100,000円 = [D]2,900,000円$$

$$[D]2,900,000円 \times 15\% \text{ (一般税率)} - 100,000円 \text{ (控除額)} = [E]335,000円$$

#### 【速算表(一般贈与財産用)】

基 础 控 除 後 の 課 税 価 格	2,000千円 以下	3,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	30,000千円 超
一 般 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

### 3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	[A]	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	[B]	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	[C]	0円
暦年課税分の課税価格の合計額 [A]+[B]-[C] (申告書第一表の④の金額)	[D]	15,000,000円
暦年課税に係る基礎控除額	[E]	1,100,000円
[E]の控除後の課税価格 [D]-[E] (申告書第一表の⑥の金額)	[F]	13,900,000円
[F]の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	[G]	3,660,000円
特例贈与財産に対応する税額 [G]×[A]/[D]	[H]	1,220,000円
[F]の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	[I]	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額 [I]×[B]-[C]/[D]	[J]	3,003,333円
税額 ([H]+[J]) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	[K]	4,223,333円

(例) 特例贈与財産5,000,000円及び一般贈与財産10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額([A])と一般贈与財産の価額([B])の合計額([D])から暦年課税に係る基礎控除額([E])を控除した課税価格([F])に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額([G]・[I])について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額([K])を計算します。

(1) 特例贈与財産に対応する税額 ([G]及び[H]欄の計算)

$$[F]13,900,000円 \times 40\% \text{ (特例税率)} - 1,900,000円 \text{ (控除額)} = [G]3,660,000円$$

$$[G]3,660,000円 \times ([A]5,000,000円 / [D]15,000,000円) = [H]1,220,000円 \text{ (注) } 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。$$

(2) 一般贈与財産に対応する税額 ([I]及び[J]欄の計算)

$$[F]13,900,000円 \times 45\% \text{ (一般税率)} - 1,750,000円 \text{ (控除額)} = [I]4,505,000円$$

$$[I]4,505,000円 \times ([B]10,000,000円 - [C]0円) / [D]15,000,000円 = [J]3,003,333円 \text{ (注) } 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。$$

(3) 贈与税額の計算 ([K]欄の計算)

$$[H]1,220,000円 + [J]3,003,333円 = [K]4,223,333円$$